

令和3年度 第6回西区自治協議会会議録

日時：令和3年9月29日（水）午後 3:00～

会場：西区役所健康センター棟1階 大会議室

< 1 開会 >

< 2 報告 >

（大谷会長）

それでは、会議を進めてまいります。報告事項の自治協議会からの報告から入りたいと思います。（1）部会の状況報告についてであります。今月の部会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための県の特別警報発令に伴い、人流を抑える観点から、アートフェスティバル特別部会を除くすべての部会を休会といたしました。なお、アートフェスティバル特別部会につきましては、書面開催としておりましたので、当日配布資料3に基づき田中アートフェスティバル特別部長より、簡潔にご報告いただきたいと思います。田中部会長、よろしくお祈りいたします。

（田中（米）委員）

それでは、アートフェスティバル特別部会の会議概要について報告いたします。当日配布資料3になります。所管分野は、西区アートフェスティバルの企画・実施に関する事項です。

第6回の会議ですが、先ほど会長から説明がありましたが、コロナ感染拡大防止のため、書面開催とさせていただきます。参加者は、ここに記載のとおりです。

議事としましては、西区アートフェスティバル企画書の変更についてです。1枚おめくりください。1枚おめくりいただいて、別紙の企画書の変更案をご覧ください。コロナ等の現状を踏まえ、一部企画書を変更させていただきますと思います。

変更内容を説明いたします。この事業は、大きく分けて三つの事業があります。まずは、①音楽・芸能団体の発表です。これは、七つの団体による合唱、吹奏楽、ダンス等のステージ発表になります。コロナ等の状況については、県の特別警報は解除されたものの、市内での感染者は下がり切っていない状況であること、1団体の出演者が多くマスクを外した出演でリスクを伴うこと、また、一部団体から辞退の申し出があり、コロナの不安の声もあったことなどの現状を考え、下線の変更案になりますが、中止にすると判断いたしました。

続きまして②の「おん×てっく」です。これについては、新潟大学の学生が主体的に実施するもので、音楽とテクノロジー、光を用いた演出になります。下線の変更案ですが、当初は1時間のコンサートのような形式を予定しておりましたが、開催時間を4時間に延ばすことによって来場者の分散化を図り、入場管理や感染対策を行いながら実施いたします。当然のことながら、出演者、主催者もマスク着用を徹底いたします。ただし、今後のコロナの感染状況によっては、中止の場合もあります。

めくっていただきまして、裏面になります。③アート作品の展示になります。これについては、入場管理や感染症対策をしながら、予定通り実施が可能であると判断し、予定通り実施させていただきたいと思います。ただし、これについても、感染状況によっては中止の場合もあるということになります。

2番、広報については、区だよりやSNSなどを中心に掲載を予定しております。

1ページにお戻り願います。以上の変更内容について書面開催を行いまして、部会委員10人の過半数の賛成をもって可決となりました。

アートフェスティバル特別部会の報告は、以上です。

(大谷会長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

ないようですので、次に進みたいと思います。その他として、各部会長から報告すべき事項がありましたらお願いいたします。

こちらもないようですので、進めてまいります。

続いて、自治協議会からの報告(2)令和4年度特色ある区づくり事業事務局案についてであります。事務局より、順次ご報告をお願いいたします。

(松尾地域課長)

地域課の松尾です。よろしく申し上げます。

それでは、令和4年度特色ある区づくり事業についてご説明いたします。まず資料1-1、A4横の「令和4年度特色ある区づくり事業委員意見等に対する担当課の考え方一覧」をご覧ください。両面で3ページのものになっております。こちらの資料は、7月の本会で左側の提案部会からそれに該当する担当課まで入ったものを資料として一旦お示ししておりますが、本日は、それに対する担当課の考え方、お答えを記載させていただいたものとなっております。併せまして資料1-2になりますけれども、「令和4年度特色ある区づくり事業に取り上げてほしいテーマやキーワードとその理由及び担当課の考え方」ということで、こちらでも左側のご意見と担当課までは先般お示していたところでございますけれども、7月、8月の運営会議の中で、区役所企画事業と自治協議会提案事業のどちらで取り組むのがよいのかということを経営会議の中で審議いたしまして、区役所企画事業で取り組むべきだとされたものについて右側の担当課の考え方でお答えをお伝えさせていただいたものになります。これから順次担当する課長より説明いたしますが、中身について具体的にご審議は、来月、10月の各部会でお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1-1に戻りまして、整理番号1「事業全体についてのご意見」にあるとおり、担当課が各所属となっているもの及び地域課所管分について私から、その後、整理番号2「西区安心安全な知育づくり推進」について総務課から説明いただき、順次担当課長が説明いたします。資料1-1、1-2どちらにも担当課の考え方が記載されている課につい

ては一括しての説明になりますので、お聴き取りください。なお、担当課に対するご意見等については、以前にもこの資料を配布しておりますので、読み上げ程度で、今回は割愛させていただきます。また、資料1-1、1-2の説明が順次終わりましたら、続いて当日配布資料の1「区役所企画事業案」ということでA3縦のものがございますが、これについて総務課長から併せてご説明申し上げます。

すみません。長くなりましたが、資料1-1になります。整理番号1番「事業全体についてのご意見」ということで、もっとアピールをしたらどうかと、広い周知、西区だよりも有効だということがございますが、これにつきましては、区長と語る会などでの説明などで区民への周知を行っていますけれども、ご意見を踏まえ、今後も広報、周知に努めていきたいと考えているところでございます。

めくっていただきまして、整理番号5番になります。事業全体に対するご意見として、少ない財源の中で費用対効果が厳しく、市民から求められると感じている事業ありきではなく、効果のある内容を考えていくことが大事ではないかということですが、これについては、区づくり事業は西区の現状を踏まえ企画・実施しているものから、自治協議会に対して企画段階からご意見をいただきながら効果的に事業を実施しています。今後とも積極的なご意見をいただければということをお願いいたします。

それから、整理番号9番になりますが、「西区地域盛り上げ隊」について、事前準備でもう少し時間を設けてもらえればというご意見でしたけれども、これにつきましては、今年度の事業実施を今準備しているところですが、ご意見を踏まえ、十分に学校側と時間をとったうえで開催できるように改善していきたいと考えております。

それから、次のページの整理番号でいきますと14番になります。「西区のくらし・魅力発信」について、大学生だけでなく小学生、中学生からも行ってほしいということがございますが、こちらは、今大学と連携して取り組んでいる事業につきましては、若者の進学及び就職を契機とした県外転出を抑制するという目的をもって行われている背景から、事業効果の主な対象を大学生、主に大学4年生という設定でやっているものでございます。まず本市の人口減少の一因とされる若者の県外転出に有効となるような取組を行い、将来的には若い世代に対して西区のくらし・魅力発信ということを伝えていければと思っております。なお余談ですが、中学生については、先ほど申し上げた地域盛り上げ隊の中で地域の方とのワークショップを行い、地域課題を共有しながら地域に愛着をもってもらえるように取り組んでいるところでございます。こうした中でも魅力発信ということにつながればと考えております。

続いて資料1-2になります。1枚目の裏表の裏面になります。番号がなくて申し訳ないのですが、上から2段目です。「学生の行政への参加」ということで、自治協議会への参加をきっかけに、西区についてさらに興味をもった地域の若者に対して政治に興味をもってもらうために、こういった会議の公聴や意見の募集をしたらどうかというありがたいご意見でございましたけれども、我々、こういった自治協議会については、区だよりですとかホ

ホームページで傍聴の案内というものを毎月行っておりますが、実はそれを見て傍聴に来ていただいているということもないというのは皆様もご承知かと思いますが、若い方は、やはり区だよりよりもSNSなのかなということもありますので、SNSなどを活用しながら、こういった自治協議会の開催案内をこれからはしていきたいと思っております。ぜひ若い世代の方にも自治協議会の傍聴に来ていただきたいと思っておりますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

最後、SDGsについてですけれども、地元愛の醸成にもつながるということで、子どもを含め学校と連携して地域全体で勉強できる機会を検討してほしいということです。これにつきましてですが、全体的なSDGsの話ということはまだまとまってはいないのですが、とりあえず当面、今お答えできる範囲でということになります。西区では、盛り上げ隊の中でこの地域の方と解決に向けた取組をするワークショップの中で、SDGsの観点を取り入れて課題解決の手法を検討していこうと今考えております。また、本年度の自治協議会委員研修会、皆様、委員の研修会のテーマをSDGsにしようかとも思っております。期日としては11月になると思っておりますけれども、SDGsについて自治協議会委員の皆様から理解を深めていただくための研修会を予定しておりますので、そちらの中でご理解いただき、地域課題の解決に役立てていただければと思っておりますのでございます。

地域課としては、以上となります。続いて総務課、お願いします。

(加藤副区長)

総務課長の加藤でございます。

私からは、資料1-1の整理番号2になります。「西区安心安全な地域づくり」ということで、通学路の安全確保と環境美化を合わせた取組をしてはどうかということで、ご意見をいただいております。これにつきまして、SDGsの考え方に則ってしまして、一つの施策をしながら複数の課題を解決すると、これを地域課題同時解決と言いますけれども、このような考え方のもとで取り組むということは非常に大事な視点だと思っております。環境美化については、自治協議会提案事業として取り組んでおりますので、区としても取組主体の地域の皆さんと一緒に、どのようなことができるかを含めて、効果的な施策になるように議論を深めていきたいと考えております。

それからもう一つが、避難訓練について、地域ごとの実態に合わせた方法で実施を検討してはどうかというご意見に対しまして、防災訓練は各自治防災組織が自らの地域特性を踏まえて企画、実施されているものと考えております。区としましても、補助金の支出や区職員の訓練指導など、できるだけ地域の皆様の実情に合った形で支援に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次は資料1-2のテーマですが、裏面に防災ということで、防災に関して危機感を感じている。個人として備蓄やハザードマップの確認はできるけれども、大きな災害がきたら、避難所の運営とかいろいろな知らないことがあるので、ある程度長い期間で取り組む必要があるのではないかということにつきまして、私どももそのとおりで考えており

ます。毎年、地域、施設管理者、それから行政の職員対象に、避難所運営の関係者ですが、避難所運営講習会を開催しております。今後も継続して、あるいは少しずつステップアップしながら続けていきたいと思っておりますので、ご承知願いたいと思っております。

総務課からは、以上です。

(佐藤区民生活課長)

区民生活課です。整理番号3番「きれいなまちづくりサポート」です。一つ目としては、西区一斉クリーンデーについてご意見をいただいております。一斉クリーンデーは、区民がごみ拾いを行い、まちがきれいになるよい取組である。しかし、一方で年に一回の実施では、きれいにしきれない地域もあるので、春・秋など複数回の実施はどうかというご意見と、クリーンデーを任意の参加を呼び掛けるものから、参加を強制する仕組みに切り替えてはどうかというご意見です。この二つのご意見に関しては、関連がありますので一括でお答えいたします。西区一斉クリーンデーは、区の一体感を醸成することとともに、環境意識の向上を図ることを目的に、自治協議会の提案によりスタートしたものです。スタートに当たっては、自治協議会の第1部会で検討を重ねて実施の時期や実施の方法を検討して始めております。そして多くの区民に参加を呼び掛けるために旗印となる基準日を設け実施しており、年々参加が増加しております。近年は7,000人を超えるなど、地域に定着したものとなっております。また、この一斉クリーンデーは、地域清掃活動に取り組むきっかけづくりとなっております。年に何回もボランティア清掃を実施する自治会も多くみられるようになっております。今後も年1回のこの一斉クリーンデーを継続することで、さらに多くの区民の皆さんから清掃活動に参加いただけるよう取り組んでまいります。

そして三つ目のご意見、河川など地域のごみ拾いを継続的に行うことにつながる仕組みづくりを行ってはどうか。これに対しては、現在、自治協議会の第1部会で、ポイ捨てをすする人の行動の変容につながるような取組について、ゴミ拾いアプリ「ピリカ」というものがございますが、その活用を含めて検討いただいていることから、この取組が継続的なごみ拾いの実施につながるように支援していきたいと考えております。

区民生活課からは、以上です。

(鈴木農政商工課長)

その下の農政商工課でございます。資料1-1の4番をご覧ください。

各地それぞれにまち歩きマップやボランティアガイドが作成されているが、西区全体を網羅したマップの作成を望むということと、また地域課発行の「西区ひと目でわかる西区ガイドマップ」の内容を更新してほしいというご意見をいただきました。それに対して、マップにつきましては、まち歩きマップはボランティア団体に作成してもらっているものもございます。また、地域団体等も含め、一緒になって平成30年には赤塚のガイドブックというものを作ってくださいました。また、今年度、地元ボランティア団体から要望がありまして、黒埼の大野町のマップを地域の方々と一緒に作ろうと、今検討を始めているところです。ご意見をいただきました「西区ひと目でわかる西区ガイドマップ」も含め、どのようなマップ

があると、我々としてはまち歩きに使いやすいかどうか、外から来た人に分かりやすいかどうか、そういうことも含めて地元の方々の意見を取り入れながら、意見交換をしていきたいと考えております。

続きまして、めくっていただいて、3ページ目の10番、「西区特産農産物魅力発信・ブランディング」の項目ですけれども、ゆうやけこぼり、佐潟、きらら公園などの各種公園など、さまざまな顧客層の異なる場所で販売を企画してほしい。農政商工課では、地域の産業振興や特産農産物に関しまして、そのPRを目的に、ゆうやけこぼりときらら西公園でパンや農産物販売の社会実験という試行をいたしました。ゆうやけこぼりの施設がありますけれども、真夏に近い日でありましたけれども、冷房設備がないとか、設備面で物を売るというためにはかなりの設備の変更が必要になったりする課題があることが明らかになってきました。今現在、このままでは困難ということがございます。今後もあらゆる方法で刷新をしていきたいと思っていますので、さまざまな企画に取り組んでいきたいと思っています。

続きまして、その下の11番「『食×農』体験プログラム実施」事業ですけれども、いただいたご意見が、参加を希望してもなかなか定員に達してしまい参加できないと。また、子どもに関心をもってもらうため、スーパーや直売所でやってはいかがか。人気があると思うので、ツアーを組んで最終的には民間会社で行ってほしいというご意見をいただきました。ご意見のとおり、本当にそのとおり、であります。今年度も親子を対象にした農業体験や、「収穫ランド」といって収穫を体験していただくものなのですが、例えば西区でもルレクチェの収穫体験ができるのですが、10組×3回のところ、本当に定員オーバーするものがあって、何とかぎりぎりの人数でそれを10組ではなくて13組にしようということで増やしたりしましたけれども、それでも全員を救うことができなかったりしましたので、こちらは可能な限りの対応をしているのですが、それを上回るほど、現場の農地の面積とか、受け入れの体制、駐車場の問題、その辺りでなかなか全員参加ということは難しい状況です。コロナ禍でもありますので、なかなか体験イベントも派手に公示ができないのですが、小さくても少し回数を増やして、少しずつ多くの方に参加いただけるように、これからもプログラムを組んでいきたいと思っています。

続きまして、12番「西区『農地と保安林』機能維持・向上」でございます。子どもへ保安林機能の教育を行う必要があるのではないか。保安林整備を事業化できないか。ボランティアの高齢化、人口減少の中で、持続的な整備は難しいと思う。キャンプ場などの有効活用はいかがかというご意見をいただきました。西区の保安林は、飛砂防備林として新潟県の指定を受けております。その多くは、大半は個人の所有地、民有地ということになっておりますので、キャンプ場やアウトドア体験などの利用、整備の事業化は難しいと思っております。また、一昨年、市民の方を対象にした保安林ウォーキングというものを実施しております。保安林の機能説明やボランティア団体の活動紹介等、啓発に努めています。このイベントに参加してくださった方が保安林に興味をもってくださって、ボランティア活動に参加しようという方も出てきています。また、ボランティア団体13団体が活動しております、小

学校と連携して整備活動を行っている団体もありますので、このような動きが広がっていくように、我々支援していく必要があると思っています。

続きまして、13番になります。「西区を堪能まち歩き・観光ツアー」ですが、子どもへの周知など、広い世代を巻き込んではいかがということでございます。こちら、令和元年度に開催した親子を対象にした収穫体験ツアーでは、子どもたちから分からなかったことを知れてよかったと、いろいろな体験、特に収穫が楽しかったなどの感想をいただきました。保護者の方々からは、現地集合、解散の収穫体験イベントもいいと思う。枝豆収穫ツアーもしてほしいなどのご意見がありまして、今年度は、親子を対象にした現地集合、解散の「親子で育てる黒埼茶豆農業体験」を開催しました。そのほか、親子向けの「収穫ランド」、こちらはメロンとルレクチュ、どちらも地区内開催ですけれども、これを実施いたしました。今後は、幅広い世代への発信方法など、対象者を意識した、説明してくださる、ただ収穫だけして面白かったではなくて、そういう農産物がどのようにして作られるかなどの説明なども子どもたちに聞いていただきたいので、よく関係者のご意見も参考にしながら検討していきたいと思っております。

農政商工課は、以上です。

(田中健康福祉課長)

続きまして、健康福祉課です。

まず資料1-1の2ページ目、整理番号6番「西区健活チャレンジ」です。地域健康応援隊育成講座修了者の活躍の場として、地域の茶の間へのPRを行ってはどうかというご意見です。この講座の対象者が活動する場が、まさに地域の茶の間でして、そうした活動は行っているのですが、PRを行ってはどうかというご意見ですので、なかなかPRが足りないのかなと受け止めました。さらに発信を強めていきたいと考えております。

続きまして、7番です。「西区の子育て応援」です。一つ目が、NPプログラム「完璧な親なんていない! ~Nobody's Perfect~」という講座があるのですが、その参加者募集の方法について、現在は自由募集なのですが、問題を抱えている親が参加できるように募集方法を考えるかどうかというご意見です。こちらに関しましては、子育てに不安や悩みがある方を、私どもが地域担当の保健師などの相談の中で把握していますが、そういった保護者の方には直接ご案内をしていますし、例えばお子さんの発達に遅れがあつて親子で療育教室に通っている保護者などにも担当者から直接ご案内するなど、悩みを抱えている方が参加できるようなご案内の仕方をしております。今後もそのようにしていきたいと考えています。

二つ目が、今までは行えなかったが、感染症対策をしながら子育て支援者交流会を実施してほしいということです。こちらに関しましても、今後の感染拡大状況を見ながらとなりますが、年度末までに開催したいと考えております。

続きまして、8番「西区NEWスタイルウォーキング」です。フォーカス・グループインタビューを取り入れ、地域課題と併せてウォーキングに取り組むことで、相乗的な効果が期待

できるのではないかというご意見です。まさにそのとおりで、地域の課題を明らかにしながら検討を進めることで、より効果的になると考えております。今後の課題とさせていただきますと思います。

続きまして、3ページ目の15番です。他部会の事業に関する意見「NEW 西区スタイルウォーキング」に関して、遊歩道だけではなく、西区内の魅力ある場所を織り交ぜてはどうかというご意見です。これまでも西区のさまざまなウォーキングコースを作成しております。ウォーキングマップなどもございますので、そういったものも併せてPRすることを検討していきます。

続きまして、資料1-2です。1番目、「8050・ひきこもり世帯の支援」になります。このような方の実態把握が十分に行えていないのではないかということです。令和3年度より、「西区ひきこもりびとミーティング」というものを実施し、さまざまな検討を行う中で、西区内のケアマネージャーに着目して、150名の方から協力を得て、実態調査のためのアンケートを行っているところです。今後、全区的な実態調査が必要であるというご意見でした。これに関しましては、まずこの「西区ひきこもりびとミーティング」という会合があり、その中での検討が始まっていることから、このアンケートの内容を分析し、今後必要な支援について関係機関とともに検討してまいります。その後、その内容を踏まえて、西区全体への調査や働きかけについても協議していきたいと考えております。

続きまして、その下です。「地域の子育て支援」に関し、現在西区で実施されているBPプログラム、第1子をおもちのお母様方に向けての支援プログラムがありますが、それと同時に第2子以上のお母様方にも、同様の第2子以上のプログラムが必要なので、実現してほしいというご意見でした。BP2プログラムという第2子以上の子どもをおもちの方向けのものですが、こちらは他区で実施をしているところがあります。そのようなところに確認しますと、一定のニーズと育児ストレスの軽減効果があるということを知っております。西区でも、令和4年度に事業の委託により実施する方向で、現在準備を進めております。

続きまして、裏面の上から三つ目です。ヤングケアラーについて、深刻かつ早急な対応が必要だが、行政で取り組んでほしいというご意見です。ヤングケアラーの対応については、令和元年度、厚生労働省の通知にのっとり要保護児童対策地域協議会を活用して、個別案件ごとに支援を検討・対応を行っております。ですので、区づくり事業としてではなく、健康福祉課の通常業務の中で、引き続き関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

(渡辺建設課長)

建設課になります。

資料1-2の表面の一番最後のところになります。バーベキューということで、西区人口15万人に対してバーベキューができる場所が一つで、かつ炭捨て場もない状況では不足し過ぎているうえ、バーベキューは老若男女の交流の場にもできるので、砂浜バーベキューの

ルール決めですとか、海岸の炭捨て場の設置、既存公園の有効活用などで、多くの方がバーベキューを楽しめるような検討をしてほしいということです。これに対しましては、農政商工課と建設課ということですが、一括してお答えします。まず、海水浴場では、他の方の迷惑にならないよう、監視員の指示に従ってバーベキューを行えることとしております。なお、公園では、条例により基本的には火気を使うことが禁止されており、既存公園で自由にバーベキューを行うためには、スペースと施設設置が必要となります。ただし設置には、特に住宅地などでは騒音など多くの問題がありますので、地域との合意形成が必要となります。そのほか、ゴミ処理や運用などさまざまな問題があると考えております。建設課では、昨年度にきらら西公園の基本計画を見直しまして、今後バーベキューができるエリアを整備していきたいと考えております。きらら西公園の整備にあたりましては、予算の確保をはじめ工事順序や利用方法などの検討を進めながら、早期に市民の皆様へ親しんでもらえるよう取り組んでまいります。

(加藤副区長)

それでは、続きまして新年度事業について説明させていただきます。当日配布資料の1をご確認ください。A3の縦のものです。こちらは、区づくり予算のうち区役所企画事業についてまとめたものです。表の左からNo.、区ビジョンの目指す区のすがたのどれに該当するか、事業名が入っております。それから、真ん中が事業内容です。事業費につきましては、まだ予算が固まっておりませんので、参考として昨年度の事業費を入れております。区分につきましては、新規、継続、廃止とさせていただきます、事業開始年度、担当課、関連部会ということで記載しております。

全体の事業は、ここに記載しているものが14事業ありまして、廃止が一つです。それから、見直しを行いながらリニューアルを含めて新規としたものが九つ。継続事業が四つ挙がっております。

まず、各事業は、区ビジョンまちづくり計画の目指す区のすがたごとに構成・分類しております。これから区役所企画事業は意見反映型の組み立てとなりますので、事業内容につきましては、先に説明のありました資料1-1、1-2と同様、来月10月の各部会で皆様方からご議論いただき、各部会の審議結果を踏まえて自治協議会の意見を10月の本会でとりまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

若干ですが、どのような新規事業があるかということで、少し紹介をしたいと思います。

3番は、健康福祉課、第2部会にかかわるものです。事業名として「もの忘れあんしん西区推進事業」としまして、これまでは認知症になった方の共生とかサポートというものが中心だったのですが、これからは、皆がそのようなリスクをもっているということで、できるだけ早く対応していく必要があるということで、この事業内容の①「認知症あんしん検診事業」というものを新たに追加しまして、65歳以上の方の認知症の簡易検査、スクリーニング検査を行い、認知症と疑われる方、それから今後何年以内に認知症になるだろうというリスクのある方、さまざまな分類がされるのだろうと思っておりますが、そのような方を振り分けま

して、振り分けるといふか、まずご本人に認識していただき、あとは自分でできる行動をとっていただく、あるいは適切な支援機関につなぐということにつなげていくことを、新たなモデル事業としてやるものです。

6番は「西区NEWスタイルウォーキング」で、これは廃止の事業です。

次のページの10番をご覧ください。事業名としては「西区サステイナブル農業支援」ということで、これまでの耕作放棄地を未然に防ぐということで支援をするということと、女性も含めて多様な担い手を確保していくということで、西区で活躍する女性農業者の掘り起こしを行い、男女共同参画、男女共生社会に向けて働きやすい環境を自ら考える機会を提供し、技術のスキルアップに向けた支援を実施しながら、農業における女性の活躍を推進すると同時に、既存の事業と併せて新規就農者数の増加に向けて取り組んでまいりたいという事業でございます。

一番最後のページです。12番、この事業名に訂正がありますので修正していただきたいと思ひます。「つくろう！やろう！わたしたちの歩道除雪」ではなくて「地域除雪モデル事業」ということで、「地域」に直していただきたいと思ひます。事業概要ですが、少子高齢化や核家族化によりまして、個々の家庭の除雪の担い手が不足しているということと、西区は、特徴として道が狭く、なおかつ路線延長が長いと。昨今の豪雪といひますか、降る年と降らない年が拮抗の現状だといひますか、そのようなことに対応するということもありません、なかなか除排雪を担う事業者の確保ということが今後非常に厳しくなると予想されています。地域の効率的な除排雪を図り、安心して暮らせる冬的生活環境を形成するために、区と区民が一体となりまして、それぞれの役割を担う協働による雪対策を行う必要があると。そのためには、もっとも身近である自治会の皆様に除雪の仕組みや課題などを考えていただく機会をつくりまして、その中で何ができるか、除排雪の課題への工夫や対応などをワークショップ形式で意見交換し、地域の除雪計画の策定を支援していきたいという事業です。①と②の事業ということで提示させていただきます。

このような新規事業も含めまして、これから部会でご審議いただきたいと思ひますが、部会にかかわらずご意見を受け付けておりますので、それについては所管課に個別で連絡をしていただければと思ひます。皆様方からいただく意見を踏まえて、各所管課で検討を行い、事業内容を固め、最終的には10月、11月の各部会で検討して、11月の本会で予算原案を決定するという運びとなりますので、よろしくお願ひいたします。説明は、以上です。

(大谷会長)

大変ありがとうございました。委員の皆様方から寄せられたご意見に対して、多岐に渡りまして担当課の考え方を示していただいたところでございます。ただいまの説明について質問を受けたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(田中委員)

「西区一斉クリーンデー」なのですが、今年、私どものコミュニティでは中止しました。そして、いろいろ準備がありまして、いろいろなマイナスがありますので、それに対して区

民生活課の方にもお願いしましたが、中止したので出ませんと、一切お金は出ませんと。それだけ簡単に言われると、こちら準備するのに一日二日でやっているわけではないし、いろいろ買ってきたりしながら、そうすると金がかかるわけだから、それに対してやっていないので出ませんと。そういうことだったら、来年からは、我々の小学校区は協力できないと。準備するのに一日二日ではできないし、また用意しなければだめなものもあるのに、私どもの自治協議会は自治会があるのです。そういうところでやっているのですけれども、そう簡単にやらなかったのだから出ませんと言われると、本当に協力できなくなるということで区民生活課にも聞きました。話をしました。そうしたら区民生活課は、こちらではなくて一応本庁の財布のお金なのでという話をされました。返事ももらいましたけれども、なかなか納得できないと思ひまして、準備も何もなくてすぐできるわけではないのだから、それに対してかかった金に対して一銭も出ませんと言われると、本当に。ボランティアと言ったらボランティアだけれども、金がかかるものはかかるのだから、そのくらいの補助金は出してもらってもいいかなと思ひました。

(大谷会長)

ありがとうございました。それでは、区民生活課長からお願いいたします。

(田中区民生活課長)

区民生活課でございます。

一斉クリーンデーに関しては、ご準備のところから大変皆様に難儀いただいております。そのようなところで、やはりいろいろなお金がかかることも承知しているところです。係からお伝えいただいたのだと思うのですけれども、制度上はそのようなことがあるかとは思いますが、なるべく皆さんが取り組みやすい環境づくりについて、本課にも検討できるところがないかというところで、私ども相談させていただこうと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(大谷会長)

今のご回答でよろしいですか。ちなみに、中止した理由は何でしょうか。

(田中委員)

雨です。大雨です。

(大谷会長)

雨のことですね。では、本質的な意味ではなくてですね。

では、ほかに質問はございませんでしょうか。

(小川委員)

コミュニティ佐潟の小川です。

海岸、砂浜の被害についてはどちらの担当なのか分かりませんが、お願ひいたします。本日の資料には直接触れていないのですが、私どものところで四ツ興屋浜、非常に広い砂浜になっています。私たちの自治会では、海の記念日に海岸清掃、それから国道402の道路のごみ拾いを一緒にやって、毎年同じような場所で行っているのですけれども、近年目立つのは、

海岸です。あそこはポイ捨てとかそういうごみではなくて、いわゆる漂流ごみ、プラスチック類、発泡スチロール類、一番ひどいのは流木です。とんでもなく大きいのが流れてきますので、大雨になってくると。とても私どもの手では手に負えないみたいな形で、それが本当に毎年ひどくて、冬場は漂流物、大雨が降った後などは大きい木が流れてきます。その流木を人力ではとてもできないので、何とか処理する方法はないものか。海にある、丘に上がってきたものがあれですけれども、海にあるものはそのうち流れるだろうということで県とかどこかに言われましたけれども、そのうちに流れていきましたけれども、上がったものは去年あたりから、南区の水上スクーターのグループが大変真面目なグループで自治会に申し出てきて、きちんと取り決めまして、たばこも吸い殻1本でもあったらだめだということで、そこは守ってもらっていますし、その連中が、どこから持ってきた分からないけれども、去年今年と重機を持ってきてやっとなんかにどけたのです。そういうものを何とかできないかどうか。

もう1点は、プラスチックとか発泡スチロール類は、拾って市に持っていってもらうのですけれども、小さい枝とかそういうものもたくさん流れてきますので、そういうものは海岸の砂浜で燃やせないものか、プラスチックとかそういうものは絶対に燃やせませんので、いわゆる木だけですけれども、そういうものを燃やせるとずっと楽になるのだけれども。もちろん、防火については万全のうちにやりますけれども。その辺のところ、提案的には直接関係ないかもしれませんが、何とかならないものだろうか、こういう要望でございませぬ。

(大谷会長)

区民生活課ですか。

(佐藤区民生活課長)

区民生活課です。

海岸の管理者というのは、やはり大きな流木ですとかそういうものを片付けるといいますか、きれいにするというような管理者の責任ということもありますので、お困りのところがあれば、区からも県にお話しするということができますので、教えていただければと思います。そして、細かい木ですね、木を燃やせないかということもありましたけれども、こちらは騒音の関係もありまして、なかなか外で燃やすということはやめてくださいということも言われておりますので、そこはなかなか難しいところかと思っておりますので、ご苦労おかけしますが、よろしく願いいたします。

(小川委員)

砂浜は広くてそういう心配はないと思いますけれども。」

(大谷会長)

なかなか難しい課題ですね。

ほかにございませぬでしょうか。

(山岸委員)

よろしく申し上げます。13 番の西区の住みやすさを、西区出身のもとタカラジェンヌの方が「西区かがやき大使」に任命されるということなのですけれども、この選考基準というのでしょうか、任命基準がもしあったら教えてもらいたいと思っています。というのは、西区にはいろいろな著名な方や活躍されている方がいて、そういう方たちにも活躍してもらいたいと思いながら、この方が悪いわけではなくて、どのような点でその方を選考されたのか教えてください。

(松尾地域課長)

地域課です。

西区PR大使、越乃リュウさんをお願いしております。今、区長に確認したら、平成 26 年に任命されたということらしいのですが、選考の基準というようなものは明確なものがあったというわけではなく、西区出身でタカラジェンヌで、西区のことをボランティアに近い形でPRしていただけるのでお願いしたということだったと思います。その後、リュウさん以外の方にこのようなお仕事をお願いしている経緯や、検討もしていなかったと、ほかの方ということについては、また必要に応じて考えていきたいと思っています。

ただ、我々、リュウさんはお忙しくて、なかなか気軽にお仕事をお願いできにくいところもあるので、もう少し手軽にと言ったら失礼なのですが、もう少し頼みやすい、身近な方ということで、サポーターみたいなものを検討したことも1年、2年前くらいからあるのですが、そういう方を任命しても、コロナ禍なので活躍していただける場がないのです。イベントがあったりして、西区サポーターの何々ですみたいなご案内ができれば活躍の場になりますけれども、せっかく任命してもご紹介できる場面が今はなかなかなくて、検討は一時中断しているというようなことが現状でございます。そのような方を決めるということになれば、当然ご意見のとおり、基準なども必要になるかと思っておりますので、そこはオープンにして考えていきたいと思っています。

(山岸委員)

ありがとうございました。例えばスポーツ選手の分野であったり、著名な作者だったり、いろいろな方々が身近にいて、いろいろな人を子どもたちや地域住民の方が身近に感じてもらえると思うので、タカラジェンヌの越乃さんプラスアルファとかで、皆で西区を盛り上げてもらえたらありがたいと思って発言させていただきました。ありがとうございました。

(大谷会長)

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

ないようですので、各所管課からの報告に移りたいと思います。(1) 公共施設再編案の作成手順についてであります。財産活用課、永井課長よりご報告をお願いいたします。

(永井財産活用課長)

本日は、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。今ほどご紹介いただきました財産活用課長の永井と申します。よろしく願いいたします。

8月、もう1か月经ちますけれども、先月のこちらの自治協議会で、公共施設の再編の必要性と、それから全体の取組について、簡単ではありましたが説明させていただきました。今回は、現在作成を進めております公共施設再編案の作成手順について、少し詳しく説明をさせていただきたいと思っております。本日使う資料ですけれども、何回もに分けてお配りしているところで申し訳ございませんけれども、資料2ということで事前に配布させていただきました資料、A3でZ折りのもの、それから当日配布資料2ということで、こちらはカラーになりますけれども、「地域別再編案のモデル（イメージ）」というもの、これを今日お配りさせていただいて、加えて「財産活用課参考資料」ということでホチキス留めのA4の資料、「新潟市公共施設の種類ごとの配置方針」という三つの資料を使わせていただいて説明をさせていただこうと考えております。お手元におそろいでしょうか。特にないということで進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず再編案作成の考え方の基本となります「新潟市公共施設の種類ごとの配置方針」について説明させていただきます。これまで施設再編を進める具体的な方策といたしまして、中学校区を単位に地域の方々と協働で地域別実行計画を策定し、施設の再編を進めてまいりました。その中で、前回は説明させていただきましたが、利用者が広域に渡る施設の検討については地域単位ではなかなか難しいということ、それから計画策定に1年程度を要していて、全体の施設再編に時間がかかり過ぎているということ、また、地域の皆さんと議論を重ねる中で、市はどう考えているのかということ、考える施設再編の方針を聞かれたりということが度々あったというような課題が見えてまいりました。そのために、再編の案を示しながら議論の加速化を図ることといたしました。ただそうは言いますが、それに先立って、今後の施設再編の全体の考え方というものを整理していこうということで、令和元年度に「新潟市公共施設の種類ごとの配置方針」を策定いたしました。元年度ということですので、最後が3月ということで、そうするとこちらの表紙にありますけれども、令和2年3月に出来上がったものでございます。

この「新潟市公共施設の種類ごとの配置方針」ですけれども、こちらの2ページをお開きいただきたいと思います。2枚おめくりいただくような形になります。本市の公共施設を、提供するサービス機能の類似する17のグループに分類しまして、それが一番左側に1から17とあって、その右側に施設種類とありますけれども、ホール施設（大規模な貸館）から17番の斎場までということで、17種類ございます。そのグループに分類し、さらに各施設を利用圏域が市全体で市を代表する圏域Ⅰの施設、利用圏域が区あるいは隣接する区となる圏域Ⅱの施設、それから地域密着型の施設として利用圏域を中学校区単位とした圏域Ⅲの施設、この三つの分類に分けて、今後の施設の再編の考え方を整理したものでございます。令和元年度の策定時点で、対象施設は市全体で799施設でございまして、サービス機能の分類と利用者の圏域による分類の施設数は、記載のとおりとなっているものでございます。

具体的な内容につきましては、7ページでございます。一番最初の①のところからいきま
すけれども、ホール施設（大規模な貸館）というところをご覧いただきたいと思いま
す。この中で、先ほど申しましたとおり、施設種類は個別に入っていますので、そこの中
の圏域ごとに分けて各区ごとにとすることで表にしております。このような施設があり
ますという表がございます。圏域Ⅰ施設といたしましては、市民芸術文化会館、りゅー
とぴあになりますけれども、そちらと新潟勤労者総合福祉センター、あまり耳慣れな
い感じがございますが、これはテルサと呼ばれている施設でございます。この二つ。
それから圏域Ⅱの施設としては、各区の文化会館など13施設となっております。圏
域Ⅲの施設はございません。また1ページおめくりいただいて、8ページということに
なります。こちらにそれぞれ圏域ごとに今後の施設配置の方向性ですとか、運営改
善の方向性というようなことを記載しております。こちらを見ていただきますと分
かりますとおり、ホール施設については、圏域Ⅰ、Ⅱの両施設とも、圏域内での
集約化を検討するという方向性を挙げさせていただいているものでございます。

次に、隣のページになります。コミュニティ系施設、こちらは、そういう意味では
大きなというよりは小規模な貸館ということになります。これについてご覧いただ
きたいと思えます。圏域Ⅰの施設としては生涯学習センター、礎町にありますけれど
も、それから圏域Ⅱの施設としては各区の地区公民館8施設、それから圏域Ⅲとし
てはコミュニティセンターやコミュニティハウスなど116の施設となっているところ
でございます。さらに1ページおめくりいただいて、先ほどと同様に、今後の施設
配置や運営改善の方向性が記載されております。将来的には、原則地域に1施設
を残して集約化などの再編を進めることということで記載されています。なお、圏
域Ⅲの施設としてコミュニティセンターなど116施設に該当していて、西区では
14の施設が該当しておりますけれども、14の施設を一つにするというよう
なことではございません。あくまで中学校校区を地域の単位として、その中で集
約化を目指すという方向性でございます。ほかの施設種類についても、このよう
に記載がされておりますので、後ほどご確認いただければと思っております。

この配置方針とともに、施設再編を含めた財産経営推進計画の改定にあたりま
して、公共施設マネジメントの専門家などで構成されます有識者会議などをこれ
まで6回開催して、会議での意見を参考にしながら、実際の公共施設再編案作
成手順について検討してまいりました。

では、資料2です。お配りしましたカラーの資料2「公共施設再編案作成手
順」というものをご覧いただきたいと思えます。

まず、左側の再編コンセプトについてです。今ほど説明をいたしました配置
方針に基づきまして、施設種類と圏域区分を次の三つのコンセプトに分けさせ
ていただきました。最初に、赤字で記載しております①同一圏域内でサービ
ス機能の重複が見られる施設種類についてでございます。これは、同一圏
域の中で類似のサービス機能を提供する施設が複数存在する施設種類とい
うことになります。表の中では、赤く塗られております圏域Ⅰ、圏域Ⅱのホー

ル施設とスポーツ施設、それから圏域Ⅲのコミュニティ施設、これが該当するものでございます。次に、青字で記載しております②の圏域の中でサービス機能の重複はなく、利用状況に応じた規模に見直す施設種類になります。これは、表は青く塗られております。いずれも圏域Ⅲの施設になります。図書館の圏域Ⅲ施設の地区図書館、地区図書室、それから保健福祉施設の圏域Ⅲの施設及び小中学校、これが該当するものでございます。最後に、緑の字で記載されております③の配置方針ですすでに事業方針を定めている施設種類でございます。これは、先ほど説明しました、説明と言いましても若干ではございますけれども、説明させていただいた配置方針の再編の根本的な考え方に沿って再編を行っていく施設となります。

それでは、次に実際の施設評価と再編案の作成手順でございます。資料の右側の流れ図をご覧くださいと思います。手順は、2段階に分かれております。一つ目は、事業評価ということで、本市のサービス機能を維持するためにどのくらいの施設を残せばよいのかということ判断するための流れでございます。それが、矢印が一つずつ出て下の段階ということになります。二つ目は、更新時期評価です。真ん中に更新時期評価ということで書いてありますけれども、実際に再編をいつ頃から行えばよいのかということ判断するための評価になります。これらの評価の掛け合わせというか、これらの評価を経て、いつ頃どのような再編をするかという案を作成したものが再編案ということになります。

では、具体的手順でございます。まず、圏域Ⅰ、Ⅱのコンセプト①でございます。こちらの事業評価は、機能重複評価といたしまして、同一圏域内にある同じ分類の施設の過去3年の平均の利用率を合計いたしまして、合計した数字を100パーセントで割った数値の小数点以下を切り上げた数ということで、これが存続させる施設数ということになります。

例えば同一圏域内にサービス機能が重複する施設が三つあったとして、その利用率の合計が230パーセントであったら、この場合の存続させる施設数は、230を100で割りますと2.3ということで、0.3を切り上げることとなりますと、3という数字が出てまいります。そういたしますと、存続させる施設数は3施設ということで、もともと3施設あって存続させるものが3施設ということなので、三つある施設が全部残りますという考え方になります。この場合は、下の矢印でAと書いてありますけれども、その方向に進んでいただいて、現有施設と存続させる施設がイコールで結ばれて、今ほど言いましたとおり、すべて存続されるという判定になっているということです。

仮に三つの施設の利用率の合計が150パーセントだったということになりますと、これは存続施設は2になりますので、先ほどのように掛けて5を切り上げますと2になりますので、存続させる施設は2ということになりますので、矢印のBに進みます。ですので、現有施設数が存続させる施設数より多いとなります。その場合は、利用度評価と施設の老朽度の評価によって順位付けを行って、順位の高い施設でのサービス機能を存続して、低い施設のサービス機能を廃止するというので、施設の集約化を行っていくということになります。

なお、この圏域Ⅲの施設については、存続させる施設数のみ判定をいたしまして、個々の施設のサービス機能の存続・廃止につきましては、地域的条件等を加味しながら再編案を作成する中で検討していくことと考えております。

また、再編案につきましては、各一つの地域に一つだけということではなく、AとBを残すパターンとAとCを残すパターンということで、複数の再編案を作るというようなことで考えているところでございます。

それでは、次に青い矢印の流れになります。②の機能重複はなくて、利用条件に応じた規模に見直す施設種類になります。小中学校は、新潟市の小中学校適正配置方針に基づき集約化を目指していきます。それから、図書館、図書室は一日当たりの貸出数、保健福祉施設は利用率によりそれぞれ利用状況の評価を行って、施設のサービス機能の存続・廃止を判定していきます。

最後に、③の配置方針でございますが、事業方針を定めている施設については、原則として配置方針の考え方に沿いまして再編案を作成しますので、事業評価は行わないということになります。ですので、このページの中では、事業存続または事業廃止方針はその施設ごとの配置方針に沿うということで、両方記載があるということになります。

次に、更新時期の評価になります。各施設の今後の改築や大規模改造工事の実施が必要な時期を目安といたしまして、事業の廃止時期や施設の再編の実施時期を判定し、短期、これは概ね10年以内にそういう大規模な改修工事ですとか建て替えということが見込まれるもの、それからそれ以上、10年を超えてそのような時期がくるということで、こちらは中期としておりますけれども、このような形で分けております。

以上の手順によりまして再編案を作成いたしますけれども、圏域Ⅰ、圏域Ⅱの施設については、施設種類ごとに再編案を1案作成し、その案に基づいて再編を進めてまいります。圏域Ⅲの施設については、先ほど申しましたとおり、地域ごとに原則複数の案を作成いたしまして、それを議論の出発点とさせていただきまして、地域の皆さんと議論を重ねて地域別実行計画を策定したうえで再編を進めていくという形になります。

続いて、当日配布資料の2です。地域別再編案のモデルということで、実際の再編案、このような形でできてきますというものをお配りさせていただきました。実際の再編案とは若干異なるかもしれませんが、イメージとしてご覧いただきたいと考えております。一番左の表頭、水色のところにつきましては、先ほど資料2のところの説明させていただきました、公共施設再編案作成手順の再編コンセプトによる3分類の記号など、施設の基本部分が記載されているところでございます。次に、真ん中の黄色の表でございます。こちらについては、施設評価として事業評価と更新時期評価の評価結果が記載されております。それから、一番右側の桃色の表が、手順に沿って作成した再編案ということになります。こちらでもご覧いただけるように、A-1とA-2ということで複数の案が出ているところでございます。この地区に再編コンセプトの①に該当する施設としてコミュニティセンターなどの四つのコミュニティ系施設があります。再編コンセプト②に該当する施設としては、図

書館、保健センター、小中学校、再編コンセプト③に該当する施設としては、体育館、ひまわりクラブ、老人憩いの家などが存在しているという設定になっております。

表の見方については、コンセプトの①の四つのコミュニティ系施設を例に説明させていただきます。まず、事業評価を見ますと、先ほど説明した手順により4施設の平均利用率の合計が160パーセントになっていまして、2施設に集約という評価になっております。その右側の更新時期評価については、各施設ともに大規模改修が必要な時期の目安の建築後40年をすでに経過している、または今後10年間で迎えるということで、更新時期はいずれも短期という評価になっています。次に、この施設評価を踏まえた再編案として、一つ目はコミュニティセンターと公民館を存続させて、農村環境改善センターをコミュニティセンターか公民館に集約化し、集会場については地域に移管していくという案になっているものでございます。もう一つは、コミュニティセンターと農村環境改善センターを存続させて、公民館をコミュニティセンターか農村環境改善センターに集約化、そして集会場を地域に移管していくという案になります。そのほかの施設についても、先ほど説明させていただきました一番左にある再編コンセプトにより事業評価と更新時期評価を行い、再編案が記載されているところでございます。

なお、圏域Ⅲの施設ということになりまして、ここの部分の話し合いをするということになりますので、私ども、これをそのまま飲んでくださいと言って出すことはありませんで、ここから話し合いをして、皆さんのいろいろな地域での課題ですとか、そのようなところをお伺いしながら、では実際本当にこれがいいのか、それともそうではないやり方があるのか、そういうご議論になれば私も先のことになると分かりませんが、小学校ですと中学区で一つにするということにはなっておりますけれども、そうではなくて子どもたちの学習、地域のことを考えると、小学校は置いたまま、例えばコミュニティセンターを入れてしまおうとか、いろいろな考えが出てくるでしょうから、そういったところを地域別実行計画を作る中で皆さまとディスカッションさせていただきながら決めていくという作業がこれから来年度以降、どの時点でどの地区に入るかというのは分かりませんが、ある程度の長いスパンの中で皆様とそのような協議をさせていただきながら決めていって、施設の再編を進めていきたいと。これを、再編案を作りましたので、来年度、皆さんにお出しして、このとおりにいきますというものではないというのは、前回もお話しさせていただきましたけれども、そのような形で取扱いさせていただきます。

再編案の方針の欄に記載の「存続」や「集約」などの用語の定義については、表の右下にまとめておりますので、こちらでどういう意味合いなのかということも確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

説明は以上となりますけれども、現在、この手順によりまして再編案を作成しております。再編案を作成いたしました後、パブリックコメントなどを実施する12月、または1月には実際の再編案と併せて、改めて皆様にご説明させていただいて、その後、年度末にはこの再編案を内容といたします財産経営推進計画の改定を行って、来年度以降、先ほど申しました

とおり、施設再編に具体的に本格的に着手していく予定としております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

すみません。長々と説明させていただきました。よろしくお願ひします。

(大谷会長)

ありがとうございました。公共施設再編案が、いずれ俎上に上ってくるのではないかとひう大きな課題なのだろうと思ひます。ただいまの報告について、質問がございましたらお願ひしたいと思ひます。

(杉原委員)

第3部会の杉原と申します。よろしくお願ひします。

公共施設再編案ということで、これから少子高齢化ですとか、地域経済のことを考えると、寂しいですけれどもやむを得ないかなという感じがすごくして理解はできるのですけれども、この数値的なお話の進め方のほかに、個人的にはソフト面での見方というものもできれば入れてほしいと思ひまして、例えば大学周辺だったら文教地区とか、もしくは農村エリアとか、体育施設が集約されている場所とか、ソフトのほう、地域の特性を見ながらメリハリをつけた再編というものを実行してほしいという思ひがありまして、というのは、例えば若い方が郊外とか県外から移住してきたときに、どこかの時点でこんなはずではなかったかとなると、地域の活力自体が寂しい方向にしか見られなくなってしまうのがすごくもったいない感じがするので、ここの地域はこれがあるけれども隣の地域に行けばこれがあるとか、そのようにメリハリがプランとしてはっきりしたものがあれば、そういうものがある程度受け入れられると思ひますので、いつの間にか少子高齢化だけが進んでしまつて、施設も立ち消えになってしまうだけの地域だと、魅力という意味では失われてしまう感じがしまして、ほかの自治体の話をして申し訳ないのですけれども、三条市立大学にこの前見学に行きましたら、大学の図書館なのですけれども、そこを市民の方に開放してもらつて、学食も開放するような感じなので、できるだけ地域でものづくり人材を育てようという気運がすごく感じるのですけれども、これだけですとその部分が伝わつてこないので、メリハリをつけたお話プラスハード面の改革も必要ですというような方向に、できればもつていただきたいと思ひます。

(永井財産活用課長)

ありがとうございます。私どももできるだけその地域に入った後も地域別実行計画を皆さんと議論していく、そのときには地域の人も入つていますので地域のあり方も議論していただきながら、私どももその支援等、なかなか本当を言いますと、地域の方と区役所の皆さんにも協力をいただきながら、そういう方針等を、そういうもの、条件というわけではないのですけれども、そういうものをデータとしてお出しする中で議論が活発に進むように、できるだけそういうことも勉強しながら、どのようなものを、その地域を盛り上げるためにはどうひう方向感、どうひう使い方をしたらいいのだろうとかというところもお話をいただきながら計画を進めていければと考えていますので、今、理想だけで話しているかもしれま

せんけれども、できるだけそういうことも踏まえながら、もしかすると一つの地域ではなかなか解決できないのではということについては、お話ししながらということもあるかと思えますけれども、そういう形でできるだけ実のある地域別実行計画を作っていければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(大谷会長)

杉原委員、よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

(山岸委員)

よろしくお願いいたします。第2部会で、西内野小学校、内野中学校のコーディネーターをしている山岸といいます。

この前の冊子を今拝見させていただいて、高コストとか利用量の施設、低利用量の施設などで印がついていたりするのですが、今日、ここで質問することが適切かどうか分かりませんが、例えば西内野小学校区でいうと西幼稚園が高コスト低利用量となっていて、でも実際問題では地域が必要としているがなかなか選ばれていない、では、それはどういう原因があるのかというところで、再編も必要なのではけれども、それぞれの施設の実態や地域性に合わせて選ばれたり利用されるような施設にしていく方向性を一つ考えていただけるとありがたいと思って意見させていただきました。

(永井財産活用課長)

ありがとうございます。確かに、私ども、この計画を改定していく中で、経営の改善も含めた、私ども、経営の改善も含めてというコストをどう下げていくかという部分が非常に大きいのですが、行革プラン等の中でどうやって利用を上げていくのかとかというところも、市としては考えていかなければいけない部分が当然あると思いますので、やはりそういったことで、すみません、私ども、今は片方の車輪だけ回している状態なので、その辺のところも合わせ技ということは必要だと思いますし、西幼稚園、一旦どうしますかという中で、そのような中で、せつかく残った施設なのでどう上手に次に活かしていくかというのは、やはり当然我々市として考えていかなければいけないと思いますので、そのようなところは、せつかく残った施設を効率よく上手に使っていくので、そういった視点も入れながら事業のことも完成させていただくようなことで考えていきたいと考えております。

(大谷会長)

ありがとうございます。次の議題もありますので、質問がなければ次に進めてまいりますけれども、よろしいですか。永井課長、ありがとうございます。

< 3 その他 >

(大谷会長)

引き続き、その他の(1)部活指導員について(回答)についてであります。西区教育支援センターの福田所長よりご説明をお願いいたします。

(福田西区教育支援センター所長)

西区教育支援センターの所長の福田です。よろしくお願いいたします。

本日は、その他として二つ教育支援センターからお話をさしあげることになっています。いずれも6月に開催されました第4回自治協議会で説明をさせていただきました、教育委員会の令和3年度予算編成についての質問への回答ですとか補足の説明ということになっております。事前配布資料の3と資料4を、教育支援センターから配らせていただいております。併せてご覧いただきながらポイントを説明したいと思います。

まず1点目ですけれども、篠田委員から、部活動の指導員についての質問をいただいております、その場で回答ができなかったもので、教育委員会から回答をもらったうえでご説明しますということで、その場では保留にさせていただいた案件になります。2点ほど質問がありまして、まず新潟市の部活指導支援員に関してガイドラインはありますかという問いかけがございました。これについては、配布いたしました資料3をご覧いただきたいのですけれども、新潟市では、学校職員外の方や地域の方が部活動の指導にかかわる際、指導の権限や保障等によって部活動指導員という方とエキスパートという方とサポーターと言われる方の3種類の指導員の方をいずれかで雇用をしています。部活動指導員については現在14名おりまして、希望のあった学校に割り振られています。例年、前年度のうちに市の教育委員会が開く部活動指導員研修会というものがございまして、これに参加していただいて、サービスを遵守して職務に専念できるように新潟市立学校部活動指導員配置要領、また部活動指導のガイドライン、このガイドラインというものが今日お配りしている資料3で、概要版になっておりますけれども、こちらに沿って担当指導主事が指導を行うという形になっています。今年度、令和3年度については、新型コロナウイルスの感染症防止の観点から研修会という形では開催できませんで、各校で校長先生から指導を行っていただいたということになっております。先ほど部活動指導員は14名というお話をしましたけれども、エキスパート、またはサポーターとして委員をしている方は、現在114名新潟市全体でおります。採用時に各校の校長より、中学校等部活動エキスパートサポーター活用事業実施要項、または部活動指導のガイドラインに沿って、業務の内容の確認、解任に当たるような禁止事項について個別に指導を行っています。以上で、ガイドラインがあるかというご質問に対する回答とさせていただきます。

二つ目ですけれども、部活動指導員の任用についてなのですけれども、どういう人間というようなお話があったかと思うのですけれども、部活動指導員任用につきましては、教育現場に相応しい人格と適正があり、かつ一定程度以上の知能を要する等の要件に該当しまして、校長が認める方となっております。市の教育委員会が会計年度任用職員としてその方に委嘱をするという形になっています。エキスパート、サポーターの方については、地域の方や近隣の区の方や長年その学校の部活動指導にかかわっている方に指導にあたってもらっているケースが比較的多いということになっています。各校の校長が指導員適正を判断して、市の教育委員会に申請し、市の教育委員会が承認するという形での任用になっております。以上が、部活動指導員に関しての篠田委員への回答とさせていただきます。

(大谷会長)

篠田委員、ただいまの説明についてコメントをお願いいたします。

(篠田委員)

ごていねいにいろいろな情報をいただきまして、ご回答ありがとうございました。これで十分に理解が進んだと思います。ただし、なかなか部活動、これから新しい試みですので、やはり外部から人が入るという場合に、もちろん保護者などの不安を払拭しなければいけないのですが、実は外部指導員自体も、ご自分たちが一生懸命やろうと思っても知識とか情報共有ができないという部分がありますので、引き続き研修と、質の向上のために情報共有ができるような場もつくっていただいて、ガイドラインもより具体的で実際的な内容としてどんどん構築していってもらい、サポートしていただくようなシステムをつくっていただければありがたいと思います。

(大谷会長)

ありがとうございました。

(福田西区教育支援センター所長)

ありがとうございます。今ほどお話がありましたように、指導員自身の情報共有等につきましては、教育支援センターから学校指導課にこのような意見がございましたということでお伝えさせていただきますし、また、1月の自治協議会の前に例年開催させていただいております区の教育ミーティングというものを開催して、教育委員の方々と自治協議会の皆様が直接お話ししていただけるような場も設けたいと考えておりますので、その場でまた忌憚のない意見をいただくなどのことができるかと思っておりますので、ぜひご参加いただければと考えております。

(大谷会長)

ありがとうございました。ほかに質問はございませんでしょうか。

なければ、引き続き(2)令和3年度教育委員会予算編成(就学援助)について(補足説明)についてであります。福田所長、引き続きご説明をお願いいたします。

(福田西区教育支援センター所長)

引き続きご説明をさしあげます。続きまして、6月の第4回の自治協議会でお話をさせていただきました予算編成の中で、小泉委員からご質問をいただきました就学援助費が令和2年度予算と比較して令和3年度予算では減額となっていることについて、私からの回答が不十分でありましたので、今回、補足の説明をさせていただきたいと思っております。小泉委員からは、特別支援等の予算が増額となっているのに対して、就学援助費のみが減額となっており、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い困窮している家庭が増加している中で、きちんと配慮が行われているのかどうかというご質問をいただいていたかと思っております。これについて、私からは、予算額は前年の実績をもとに積算されておりますので、今年度申請された方に上限

を設けるようなことはなく、支給額についてもこれまで支給対象としていなかったPTA会費ですとか、卒業アルバムの費用も新たに追加する見直しを行ったので、一人当たりでは金額は拡充となっていますという説明をさせていただきました。しかし、予算が減額となった理由につきまして、就学援助制度の認定所得基準の見直しがあったということについての説明が不足しておりましたので、この場をもって補足させていただきます。

就学援助制度の認定基準については、国が示す生活保護基準をもとに、各自治体の判断で定めています。国は、平成30年度に生活保護の生活扶助改定を行いましたけれども、本市の就学援助制度では、できる限り減少が生じないように平成25年8月の基準をこれまで使用してきておりました。そのため、国は平成30年度の基準にしろということ saying the same thing. The text continues: ...ものを新潟市では平成25年8月で使用しており、基準額に大きな差が生じておりました。また、本市の認定基準額が政令指定都市や県内市との比較で上位にある一方、一人当たりの支給額については下位に位置しているということから、子育て世帯への子どもの学習等の実態調査や識者や保護者などから構成された新潟市就学援助制度意見聴取会議という会議の内容を踏まえて、令和2年度、令和3年度の2か年をかけて適正な認定基準、支給単価、費目の見直しを行うことになりました。令和2年度については、新入学学用品費などの単価増額、生徒会費の費目を新に追加するなど、令和3年度につきましては、平成26年度の生活保護基準に合わせた認定基準に引き下げを行って、先ほど平成30年度基準だとお話ししたのですけれども、そこも急激な変更ではなく、まず25年8月から26年度という年度の変更を行うことで少しだけ生活保護基準に合わせるという認定の引き下げを行って、新入学学用品費の単価の増額ですとか、PTA会費などの費目の追加を併せて行うことといたしました。この見直しによって基準額は少し上がりまして、一番多めのところにいらっしゃった方については対象とならなくなるということが発生したのですけれども、実際に困窮されている方一人当たりの支給額というものは増加となったという形です。また、学校から申請書をもらうことをためらう等の保護者のご意見があったことから、市のホームページから申請書をダウンロードできるようにしたり、パンフレットを親しみやすい形に見直しを行ったりするなど、利用しやすい制度となるような改善を行いました。

事前配布しました資料4につきましては、就学支援制度のパンフレットになっております。このパンフレットを1ページめくっていただきますと、6番「支給階層区分」という項目があります。所得金額が認定基準を超えているのではないかと考えて申請しないことがあるようにも聞いておりますけれども、4段階の階層がありまして、所得に応じて100パーセントではないまでも75パーセントから25パーセントの支給が払える場合もございますし、パンフレットの7番、所得が新潟市の定める基準を超えた方に記載のあるとおり、ひとり親などで市民税が非課税となっている方や、児童扶養手当の支給を受けている方など、所得が基準を超過した場合でも25パーセントの支給を受けられる場合もございます。所得をもとにした計算は家族構成などによっても変わることになっておりまして、大変煩雑になっておりますのでご自身で算出するのは難しいかと思っておりますので、窓口では、判定は教育委

員会が行うのでまずは申請してみたいかと思いますが、ご相談があった際にはご案内をしています。

本日、資料には申請書をおつけしていませんが、市のホームページでの掲載や教育支援センターの窓口にも備え付けてありますので、身近な方からご相談を受けることがあるようでしたらご紹介いただきたいと思いますと考えております。なお、年度途中で申請があった場合でも、基準に合う場合には申請された月以降の分を支給できることになっておりますので、年度途中で申請されたので支給できませんというようなことはありませんので、それについてもご承知おきいただきたいと思います。

今後も新型コロナウイルス感染症への対応を含む社会情勢などを踏まえながら、真に援助が必要な家庭に必要な支援を行う制度となるよう取り組んでまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

(大谷会長)

ありがとうございました。小泉委員にお尋ねしますが、ただいまのご説明にご理解をいただけましたでしょうか。コメントをお願いいたします。

(小泉委員)

大変ていねいな説明をありがとうございました。非常にいろいろと細かいところまではすぐに理解というわけにはいきませんが、要はコロナ禍が2年に渡っているわけですので、そういう子どもたちに対して、先ほど聞いたら、新潟市は基準としては前の基準を使って不利にならないようにという配慮をされているようでございますので、少し安心しておりますけれども、いずれにしましてもこれからもこういう子どもたちについて、手厚いといいますか、不公平はだめでしょうけれども、公平に、ぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(大谷会長)

小泉委員、ありがとうございました。よろしいですか。ほかに質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようですので、この件はこれで閉じたいと思います。福田所長、大変ありがとうございました。

最後に、委員の皆様からお知らせがありましたらお願いいたします。また、リモートで参加されている委員の皆さんからも、何かありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(田中(米)委員)

広報とかそういうものではないのですが、オレンジロードのアクセスを教えてください。建設課にいても全然あれがなくて、関屋大橋のところまで行くのにどうやって行ったらいいのか。黒崎の出張所の方に行くのにどういうアクセスなのか、電車とかバスとかに乗って行けばいいのか。その辺が分からなくて、本当は10月に私どものグループでそこを歩こうという話になったのだけれども、そこまで行くアクセスが全然分からないの

です。建設課の人に聞いても分からないのです。おかしいではないですか。オレンジロードと名前までつけて、皆で歩こうという話になっているのに、どうやったら行けるのかと聞いても全然返答がないのですけれども。

(大谷会長)

これは、アクセスの問題ですね。建設課長、お答えを待っています。

(渡辺建設課長)

すみません。建設課でお答えしなかったということで、大変申し訳ございません。後で詳しくはあれなのですけれども、まず関屋大橋の方は、青山のイオンの方から渡ると登り口があります。そこから繋がっているような形になります。

(田中(米)委員)

だから、そこまで行くのに。

(渡辺建設課長)

どうしたらいいか。行くのには、バスが、BRTが通っているのですけれども、どこからそこに行くかにもよるのですけれども、また詳しく教えていただければお答えしますけれども。

(田中(米)委員)

市内からでもいいのですけれども、私は有明の方なのですけれども、そこからバスに乗って行くのにどうしたらいいか、車だったらどこに駐車場があるのかとか。黒埼もそうだけれども、バスはどこから出ているのかとか。例えばこの青山から黒埼まで歩いて行って、帰りはバスで帰って来るにはどうすればいいのかと話を聞いているのですが、それについては全然答えてもらえていないのだけれども、その辺の、オレンジロードと言っても名前までつけて、そのアクセスが分からないのでは何のためにそこに造ったのか、意味がないと思うのですが。

(大谷会長)

その計画の実施はいつになっていますか。

(田中(米)委員)

もうできているのでしょうか。

(大谷会長)

たしかか集合場所が。

(田中(米)委員)

いえ、それはウォーキングの話であって、自分たちでウォーキングしようと思うのだけれども、アクセスを教えてくれと言っても教えてくれないのですよ。どうやって行ったらいいかと思うのに、聞いても分からないのでは仕方ないではないですか。造っても、ではどういう目的で造ったのかという話になるけれども、せっかく名前までつけて、それなら皆さんに大いに利用してもらわなければおかしいし、それだったらそのアクセスを、こちらから来るにはこう行ったらいいですよとか、そういう話が全然見えないのだから。そうしたら行けな

いのですよ。せっかくこういういいものができているのに、行けないというのはおかしいでしょう。

(渡辺建設課長)

すみません。バスのアクセスについては、今後分かるようにしたいと思いますので。

(委員)

新潟交通に聞けば分かるのではないですか。

(事務局)

そうですね。

(田中(米)委員)

では、このオレンジロードというのは、何のために造ったというか、そのようになったのですか。ただ跡地にこういうものを造りましたというだけで、では何のために利用するか、造ったかという、そういう話になってくるのですよ。全然アクセスが分からなくて、行くにも行けないで。

(渡辺建設課長)

もともとは遊歩道ということで、地域の皆様が安心して歩けるような空間ということで整備したのですけれども、今延長が6.3キロということで非常に長いので、アクセスというと6.3キロのどこに入るかということでも違ってくるとは思うのですけれども、今のご意見もありましたので、分かるようには考えたいと思います。

(事務局)

今ほどお話をいただきましてありがとうございます。おっしゃられるように、私どもが今回整備したのは、西川の9.9キロとこちらの電鉄跡地の6キロ、この2本を整備して、今後は距離棒も設置して親しんでもらおうと、そのようなことで整備しているのですけれども、おっしゃられるように、地域の方はもう慣れ親しんでいらっしゃる交通機関というものは必要ないかと思えますけれども、確かにおっしゃられるように、西区内でも離れたところから歩いてみたいとおっしゃられる方はどうやって行ったらいいのだという疑問は、それは確かにそのとおりだと思います。

今現在、今、建設課長もご説明さしあげましたとおり、延長が長いのでどこから入るかだだいぶ違うのですけれども、そうは言いながら起点と終点、例えばこのオレンジロードで言うならば青山と大野、この場所については、最寄りのバス停がどこなのかとかというもののご案内というのは、確かに失念していたというところで反省もいたしております。今後、新川の遊歩道を通じて、この黒埼の遊歩道については、区だよりなどでもスペースを見つながらそういうご案内はしていこうと思えますし、現地でも最寄りのバス停などは表示するような工夫もさせていただこうと思っております。どちらから来られるのか分からないので、かなり詳細は問題というのは厳しいと思えますけれども、最寄りのそういったバス停などの表示は可能だと思いますので、そのようなことで工夫しながら、皆様方にご利用いただくと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

(田中(米)委員)

私どもでは、青山に来るにはどうしたらいいか、あと黒埼のそこに行くには、そこから行くにはどうしたらいいか、それだけの話なのです。途中は別に聞いていないです。どちらが終点か知らないけれども、両方のアクセスを教えてくださいという話をしているだけなのです。それ以上のことは聞いていません。

(区長)

ですので、ご利用される方が青山から来られるのか、あるいは内野から来られるか、あるいは中野小屋から来られるのかによって路線が随分変わりますので、一概にその表示というのはすべての表示をするのは難しいと思っておりますが、最寄りのバス停の表示というのは可能だと思います。あとは、そのバス停に行くまでにどうやって行かれるのかは、例えば建設課、あるいは地域課にお問い合わせいただければお答えできるようなことには、体制を整えさせていただこうかとは考えております。そのようにご理解いただければありがたいです。

(大谷会長)

田中委員、よろしいですか。

私も同じ質問をすれば難しい問題ですけれども、赤塚の方の処分地に公園ができましたね。私の場所からそこに行くにはどうやったらいいですか、アクセスはどうですか、こういう類とまったく同じですよ。これは、回答はなかなか難しいのだらうと思います。それぞれがどのようなルートでどのように目的地に行くかというのは、それぞれの関係者が鋭意研究していただくしかないのだらうと、私はそう思いますけれども。この議論は続けても、もう5時に近くなりましたので、特になければ、最後に事務局から連絡がありましたらお願いいたします。

(事務局)

それでは、次回の会議の開催日についてご連絡させていただきます。本日お配りしました「令和3年度西区自治協議会開催予定」をご覧ください。次回、第7回自治協議会は、10月28日(木)午後3時からとなります。会場は、こちらに記載してございますが、西区役所健康センター棟1階大会議室、本日と同じ場所になりますが、大変申し訳ございませんが、衆議院議員選挙の日程によりまして、こちらの会場が期日前投票の会場となります。申し訳ございません。仮に11月7日が投票日となりますと、こちらの会場が使えないこととなります。その会場変更につきましては、投票日が確定し次第改めて皆様にお知らせさせていただきますが、現在は、本日と同じ会場でご案内させていただきます。そのほか、会議の議題等詳細につきましては、運営会議と調整させていただき、皆様へご案内させていただきます。事務局からは、以上です。

(大谷会長)

ありがとうございました。間もなく5時ということになりますので、それでは、これにて令和3年度第6回の西区自治協議会を閉会とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。